

重要事項説明書

【令和8年4月1日現在】



社会福祉法人 相和会

大川 保 育 園

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 相和会
代表者氏名	理事長 井中 卓良
法人の所在地	福岡県京都郡苅田町法正寺240番地
法人の電話番号	0930-23-1106
定款の目的に定めた事業	保育所の経営、地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業、乳児等通園支援事業

2 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと

3 運営方針

すべての子は伸びる力をもっている。その力が自然に、十分に伸びる保育を
個と集団の中で行う。

- ①子どもの可能性を引き出し、自ら伸びようとする力を育てる
- ②徳育・知育・体育・食育のバランスのとれた保育を提供する
- ③保育士としての資質向上に努め、より良いサービスを提供する
- ④地域における子育て支援の核となるような社会的役割を果たしていく

4 保育園の概要

名 称	大川保育園
所在地	福岡県糟屋郡粕屋町戸原3-1
電話番号	092-938-3109
法人創立年月日	平成10年11月10日
開設年月日	平成23年4月1日
施設長氏名	井中 良介
利用定員(180名)	0歳児 20 名 4歳児 35 名 1歳児 30 名 5歳児 35 名 2歳児 30 名 3歳児 30 名
職員数	50 名
利用定員	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
特別保育の実施状況	延長保育、一時保育、地域子育て支援拠点事業

5 開園日・休園日及び開園時間(保育を提供する時間)

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日)
開園時間	【保育標準時間】 午前7時から午後6時まで(延長保育は午後7時まで) 【保育短時間】 午前9時から午後5時まで (延長保育は午前8時から9時まで又は午後5時から午後6時まで) ※延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに、 別途利用者負担が必要となります。

6 施設の概要

敷地面積	3,003.07 m ²
建 物	鉄骨造2階建て 延床面積1,148.53m ²
施設の内容	● 0歳児保育室 / 1 室 ● 1歳児保育室 / 1 室 ● 2歳児保育室 / 1 室 ● 3歳児保育室 / 1 室 ● 4歳児保育室 / 2 室 ● 5歳児保育室 / 2 室 ● 調 理 室 / 1 室 ● 調 乳 室 / 1 室 ● 子育て支援室 / 1 室 ● 乳幼児トイレ / 3 カ所



7 職員体制

(令和8年4月1日現在)

職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
園 長	1 名	主任保育士	1 名	栄 養 士	2 名	看 護 士	1 名
副 園 長	0 名	保 育 士	32 名	調 理 員	6 名	そ の 他	4 名

8 年間行事計画

4 月	入園式・内科検診	5 月	園外遠足・芋のつるさし こいのぼり会・ぎょう虫検査・尿検査	6 月	歯科検診・野菜の苗植え・保育参観
7 月	プール開き・七夕会・夏祭り	8 月	プール遊び・お泊り保育	9 月	交通安全教室
10 月	運動会・園外遠足・尿検査 内科検診・ぎょう虫検査	11 月	芋ほり・歯科検診	12 月	クリスマス会・もちつき・生活発表会
1 月	おめでとう会・観劇会	2 月	節分豆まき・保育参観・個人面談	3 月	ひなまつり会・お別れ遠足 お別れ会・進級式・卒園式

毎月の行事 園だよりの行事予定で詳しい日時が掲載されます

- ◆ 避難訓練・消火訓練
実際の火災や地震を想定して避難訓練を行ったり、災害の恐ろしさや避難方法を話します。
- ◆ お誕生日会
お誕生日会では、誕生月のお子さんをみんなで祝いします。
昼食・おやつは特別メニューとなります。
- ◆ 身体測定
身長・体重を計測します。
- ◆ 講師をお呼びして和太鼓指導・チャレンジ教室(体操教室)・英語教室があります。



デイリープログラム ひとりひとりのリズムにあわせて

日常の生活を通じて、元気な心と健康で活力に満ちた身体の持ち主になる基礎を築きます。また、同じリズムを毎日繰り返すことで子どもたちの生活は安定し、社会的な習慣や態度を自然と身につけていきます。そのために、ご家庭との連携がとても大切であると私たちは考えています。



★ 0・1・2歳児

7:00	順次登園・自由あそび
9:30	午前のおやつ
10:00	戸外遊び、室内あそび
11:20	給食・昼寝
15:00	午後のおやつ
16:00	順次降園
18:00	延長保育
19:00	閉園

★ 3・4・5歳児

7:00	順次登園
8:30	各クラスへ移動・自由あそび
9:30	朝のあつまり
9:50	午前の活動
12:00	給食
13:00	午後の活動 ※3,4歳児は昼寝
14:30	片づけ・水分補給 ※めざめ
15:00	おやつ
15:30	帰りの会
15:45	自由あそび
16:00	順次降園
18:00	延長保育
19:00	閉園



9 嘱託医

内科	医療機関名	ふたばこどもクリニック
	医 院 長 名	舎川 康彦
	住所・電話番号	粕屋町内橋300-1-A ☎092-957-1021

歯科	医療機関名	はすだ歯科医院
	医 院 長 名	蓮田 淳介
	住所・電話番号	粕屋町長者原西1丁目7-8 ☎092-938-8957

10 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育料以外に保護者に負担していただくもの

(1)に掲げる保育料のほかに保護者に負担していただくものとして以下のものがあります。

① 絵 本 代	毎月	3、4、5歳児…400円程度
② 主 食 費	毎月	1,500 円 3歳以上
③ 副 食 費	毎月	4,500 円 4歳以上
④ 保護者会費	毎月	500 円 全園児
⑤ パンツ代	一枚	250 円 パンツの替えがない場合のみ
⑥ そ の 他	上記以外で保護者負担がある場合は別途お知らせいたします。	

(3) 延長保育料

※申し込みが必要です。 ※利用希望がなくてもお迎えが1分でも超過した場合、延長料金が発生します。

※午後6時以降引き続き保育を希望される園児に対し、おやつを用意いたします。

料 金	【保育標準時間の場合】	【保育短時間の場合】
	18:00～18:29…200円 18:30～19:00…500円 月ぎめ…6,000円	8:00～9:00…500円 17:00～18:00…500円 月ぎめ…ありません

※万が一19:00を過ぎた場合は別途1,000円徴収いたします。

(4) バス利用料 (現在休止中です)

利用希望者については、園バスによる送迎を実施いたしますが、バスコースや乗車定員の関係上、必ずしもご希望に添えるとは限りませんので、ご了承ください。

※詳細については入園のしおりに記載してあります

料 金	1ヶ月	片道: 1,500 円 往復: 3,000 円
-----	-----	----------------------------

11 給食について

当園の給食の方針	【食事は保育の柱です】 子どもの生活の中の三大栄養素「遊ぶ」「寝る」そして「食事」です。当園では、月曜日から土曜日までの完全給食です。乳児には午前のおやつとして昼食の妨げにならない程度のも、午後のおやつは乳幼児ともに軽食を出しています。食事は何よりも楽しいひとときでなくてはなりません。食事を通して身につくいろいろな事柄は、その子の将来にわたり肉体的・精神的にも影響を与えるものです。明るく楽しい食事の場から様々な食事マナーを伝えていけるよう工夫していきたいと考えています。 ◇給食とおやつは、すべて保育園内で作られています。 ◇衛生には細心の注意を払っています。 ◇保育園の栄養士が献立を考え、食育にも力を入れています。 ◇お子さんの発達に合った切り方、量、盛り付け方、味付け、残量など、栄養士が喫食状況を確認します。 ◇毎月の献立表、給食だよりを発行しています。食に関する情報などを載せていますので、参考にしてください。	
アレルギー等の対応について	保育園は完全給食ですが、食物アレルギーのお子さんに対しては、集団給食の範囲内で医師の指示のもと、ひとりひとりの子どもの心身の状態等に合わせた対応に努めています。 ◇医療機関を受診して、アレルギー除去食に関する診断書(主治医意見書)、アレルギー除去食依頼書をご提出ください。 ◇診断書の指示に基づき、保護者の方と保育士・栄養士で検討、除去食の確認をします。 ◇基本は除去食で対応し、代替食を提供します。	
離乳食	離乳食はご家庭と連携をとり、月齢に応じ個別に準備します。 離乳食を進める時は、保護者の方と話し合いの上、ご家庭でお試しいただいたあと、実施しています。話し合いの際に、ご家庭での食事についての育児相談もお受けいたします。	

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園相談窓口	【解決責任者】井中 良介 【受付担当者】石原 恵子 ☎092-938-3109
第三者委員	中尾 弘道 ☎0930-33-3690 宮本 政幸 ☎0930-24-2937

13 子どもの幸せのために

どんな状況にあっても全ての子どもは、愛され、大切にされなければなりません。児童福祉法では、子どもを健やかに育てることは、保護者とともに国や自治体の責任であると定めています。つまり、保護者が子どもを育てられない場合は、国や自治体が親子を援助したり、保護者に代わって子どもの生活を保障することになっています。子どもの幸せのために、虐待されているのではと思われる子どもがいた場合には児童相談所や市町村に通告させていただきますのでご了承ください。